

地域包括支援センターとの連携により解決につながった事例

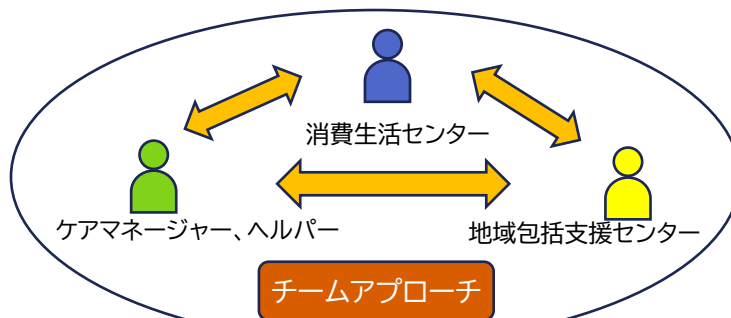
訪問してきた営業マンに勧められて海外の不動産の賃借権の契約を結び、100万円を渡してしまったと高齢の女性から消費生活センターに相談があった。

契約から8日以内だったため、相談員がクーリング・オフのはがきの記入サポートをし、その時の相談者の様子からすぐ近くの郵便局まで相談員が同行。その後帰宅しようとした相談者が、長年地元に住んでいるにもかかわらず自宅の方向が分からない様子であったため、相談者の了承を得て、担当地域の地域包括支援センター（以下、「包括」という。）に連絡。包括から担当ケアマネージャー（以下、「ケアマネ」という。）に連絡を取ってくれた。相談員は事業者からクーリング・オフの通知をした旨連絡した。

同日のうちに相談者宅に事業者から「なぜそんなに早く相談をしたのか」と脅すような連絡があったとケアマネから報告があったため、返金時期の確認を含め、相談員が再度事業者と連絡し、クーリング・オフを受けるよう念を押すと、事業者は「役所に行ったのは契約した事業者の信用性を確認に行っただけ、契約は続けると本人が言うのでクーリング・オフは保留にしている」と回答。相談員は、ケアマネからの連絡を踏まえ、「消費生活センターとしては逆の話を聞いており、そちらからの連絡に怖い思いをしたと聞いている」と反論。すると、事業者がクーリング・オフを受けると言い、返金時期についても事務所に戻ったら連絡するとのこと。その週のうちに返金するとの連絡が入る。

クーリング・オフを受ける旨と返金時期について、すぐに相談員からケアマネに報告、また、相談者には事業者から連絡があっても接触しないよう伝え、家族（相談者の長男）にも連絡することを依頼した。ケアマネから連絡があり、相談者宅を訪問していたヘルパーから「ついさっきまで営業マンがいて、配当がもらえるからと契約を続けるよう説得されていたようだった」との報告があったとのこと。時間を確認すると、事業者は相談者宅から相談員に電話をかけてきていた模様。相談員は、ケアマネからの報告により事業者の言い分が相談者の意思でないことが把握できていたため、相談者の意思である契約解除を強く主張することができた。

後日、相談者の長男から返金を確認したとの報告があり、また、この件がきっかけで母親の状態を把握、もっと関わる必要があると認識したとのことだった。包括、介護サービス事業者、相談員の三者の連携により、被害回復を図ることができ、また、家族の気付きのきっかけとなった事例です。



（出典：消費者庁「地域における見守りネットワーク構築に向けた取り組み事例」）



ニセ警察詐欺は若年層もターゲットに！！

【警察庁発表の統計資料によると】

- 令和7年中、特殊詐欺の犯行に利用された電話番号のうち、国際電話番号（「+」から始まる番号）が全体の**75%**を占める。
- 警察官等をかたり捜査名目で現金等をだまし取る「ニセ警察詐欺」が特殊詐欺被害の約4割を占め、**20～30代の被害が急増**するなど幅広い世代に被害が拡大している。

特殊詐欺の被害は、もはや高齢者だけの話ではありません！！

詐欺対策として有効な「警察庁推奨アプリ」をダウンロードしよう！

【警察庁推奨アプリの主な機能】

- ▽国際電話番号の発着信の遮断等（一括ブロックはAndroidのみ）
- ▽過去に特殊詐欺等に使われた電話番号の遮断等
- ▽特殊詐欺等に関する防犯情報の通知
- ▽アプリ提供事業者独自の機能

警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ



ダウンロードはこちら

※携帯電話のカメラ機能からQRコードを読み取ってください。



★だまされないためには、「犯人と話しをしない」ことが一番の対策！

★警察庁推奨アプリをダウンロードし、家族や友人など周りの方にも勧めてください。

岐阜県の消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

岐阜県の消費生活相談窓口（年末年始・祝日を除きます）

区分	住所	電話番号	相談受付日時
県民生活相談センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 1棟5階	058-277-1003	月～金 8:30～17:00 対面相談は要事前予約 土 9:00～17:00(電話のみ)
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 3階	0574-25-3111 (内線 212)	月・火・木・金 8:30～12:00 13:00～16:30
飛騨県事務所	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 2階	0577-33-1111 (内線 430)	月・火・木・金 8:30～12:00 13:00～16:45

消費者ホットライン: ㊦(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。

発行: 岐阜県環境エネルギー生活部 県民生活課 (058)272-8204
岐阜県消費者の窓(消費生活相談・情報サイト)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56524.html>